

佐世保市告示 299号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」と言う。）第7条の3第1項に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和6年10月11日

佐世保市長 宮島大典

中間検査を行う区域	佐世保市全域
中間検査を行う期間	<u>令和6年11月11日より令和11年11月10日</u> までの5年間
中間検査を行う建築物の用途	法別表第一（一）の項から（四）の項までの（い）の欄に定めるもの
中間検査を行う建築物の規模及び構造	地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が500平方メートルを超える耐火建築物 (法第18条第1項の適用を受ける建築物を除く。)
指定する特定工程	基礎配筋完了時及び最上階配筋完了時 (鉄骨造の建築物にあつては、基礎配筋完了時及び鉄骨の組み立て完了時) (木造の建築物にあつては、基礎配筋完了時及び軸組の組み立て完了時) (2以上の構造を併用する建築物にあつては、基礎配筋完了時及び各構造の特定工程のうち、最も遅い特定工程)
指定する特定工程後の工程	指定する特定工程に係るコンクリート打設 (鉄骨造又は木造の建築物にあつては、指定する特定工程に係るコンクリート打設及び構造耐力上主要な部分を隠蔽する工事)